

## この号の内容

### 1 生活困窮者自立支援室短信

### 2 自治体短信

三重県の「いま」  
大阪府高槻市の「いま」

### 3 Q & A

④ プラン策定の意義



## 生活困窮者自立支援室短信 全国担当者会議を開催

去る9月26日、厚生労働省講堂において、全国担当者会議を開催しました。

冒頭、鈴木社会・援護局長から、本制度による支援を展開するにあたり留意すべきこととして、①生活困窮者のために制度を活用すること、利用者・対象者のために制度があるのであってその逆ではないこと、②効果を発揮するためには、必須事業を柱として任意事業を組み合わせる必要があること、③制度を支える人材の育成が重要であることを挙げ、各自治体における施行準備を着実かつ計画的に進めていただくよう依頼させていただきました。

その後、各担当から、制度・予算、各事業の手引き等について説明を行い、豊中市における就労支援の取組みに関する実践報告と福島県における自治体支援の取組みについて両自治体から発表いただきました。

各自治体におかれましては、説明や発表内容を是非関係者の中で共有し、着実に施行準備を行っていただきますようお願いいたします。

厚生労働省生活困窮者自立支援制度ホームページ（配布資料を掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>



## 自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



### 三重県の「いま」～自治体同士の情報交換のための取組

三重県健康福祉部地域福祉課 主事 井谷 亜夢

三重県は、14市15町の計29市町で構成されており、県の総人口は約182万人です。人口の集中する都市圏がある一方、過疎化・高齢化が進行する中山間地域もあり、地域の実情に合わせた新制度の実施体制を構築していく必要があります。

県は、郡部で4箇所の福祉事務所を設置しており、今年度後半でのモデル事業実施に向けて、検討を重ねているところです。

#### 担当者説明会において

新制度の施行に向けて、誰も経験をしたことのない業務を前に、多くの自治体の担当者の方は非常に悩みながらも、限られた時間のなかで立ち止まることが許されない状況にあると思います。もちろん、三重県も例外になく、私を含めこの事業に携わる職員三人が共通して悩みを抱えています。

そのような中、4月の生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議に出席し、とりわけ近隣県の東海三県（愛知県、岐阜県、静岡県）の方々に、「東海四県で緊密に連携していきましょう」と半ば強引にお誘いし、情報交換、意見交換の場として会議の開催の約束をいただきました。

#### 東海四県会議を開催

会議の開催にあたっては、進行役や資料のとりまとめ等は、呼び掛けた本県が行いましたが、会場の手配は愛知県の担当者様にご

協力いただき、協議事項やそれに対する意見書の作成は事前に全参加県にご協力いただきました。

また、当日には、意見交換のみならず、愛知県の担当者様にご協力いただき、ニューズレター第1号で紹介があった尾張福祉相談センターでのモデル事業の実施状況について、三県合同で、管内の扶桑町役場にお邪魔し、役場のご担当者様、相談に携わる相談支援員様からお話を伺いました。

#### 今後について

会議開催の意図としては、文書で記されているような情報のみならず、顔を突き合わせてこそできる情報交換をしたいということと、今後、予算編成時には近隣県の情報が必ず必要になるという予測から、担当者同士が話しやすい関係になっておきたいというものでした。

会議という形式としては、先日予算編成前に第二回目の会議を開催し、さらに実施方法が決定した頃にもう一度情報交換・意見交換を行う予定としていますが、そうした会議の場だけでなく、行き詰ったときに気軽に相談し合えるような関係づくりができればよいと思っています。

#### 県内市町への支援

県単位では、東海四県での会議を企画したわけですが、県内市町（三重県に村はありません）にも施行に向けた準備における悩みを共有し、相談し合える場として、

昨年度厚生労働省が開催されたブロック会議を模して、三重県版のブロック会議を開催しました。

地域の特性が比較的近い地域ごとに、県内を四つのブロックに分け、各市町から協議したい事項を事前に収集し、その協議事項を踏まえながら、県でもテーマを設け、意見交換いただく形を取りました。

なお、今年度については、このブロック会議のほか、厚生労働省において開催される会議を受けた会議、さらには自立相談支援事業従事者養成研修の内容をコンパクトにした研修会を予定しています。

#### 法施行に向けて

県のモデル事業はまだ始まっておらず、必須事業である相談支援体制の構築から、任意事業の実施の検討、生活困窮者の早期発見やつなぎのための関係機関との連携づくり、県が管轄する町との連携づくりなど、課題は山積みではあります。

来年4月に迫った新制度の施行に向けて、皆様からご提供いただいた情報も参考にしながら、よりよい制度が構築できるよう、一つひとつの課題を乗り越えられるよう努力していきたいと思えます。



<http://www.pref.mie.lg.jp/>

**（短信を拝見して）** 三重県の井谷さんからは、近隣県・県内市町の「顔を突き合わせた」情報交換の取組みを、高槻市の中村さんからは、なぜ生活保護担当で取り組むことになったのかを含めたモデル事業開始までの経過を報告いただきました。思いをかたちにするために、検討する時間と思いを共有する仲間が必要です。このニューズレターがその一助になることを願っています。みなさまからの投稿（Q&Aで取り上げてほしいテーマの提案）をお待ちしています（た）**（記事の訂正）** 第3号の1面の写真の説明中、釧路市社会的企業創造協議会は正しくは釧路社会的企業創造協議会です。お詫びして訂正します。



## 大阪府高槻市の「いま」～モデル事業の取組

高槻市健康福祉部生活福祉総務課 課長代理 中村 覚



高槻市は、大阪と京都のちょうど真ん中に位置する中核市です。人口は 35 万人強で、保護率は 17.37%、全国平均に近い数字となっています。モデル事業については、6 月議会で補正予算を可決していただきました。その後、相談支援員の採用や研修などの準備を経て、9 月から実際の支援を開始しました。端緒に就いたばかりではありますが、これまでの経過と今後の展望について書きたいと思います。

### 急きょモデル事業に手を上げる

本制度への対応については、どの部署がどのような手法で取り組むのか裁量の幅が大きく、各自治体の特色を活かした取組みができる反面、そもそも担当部署が決まらず、苦心されている自治体も多いと聞いています。その点、本市では、生活保護部門による直営について、以下 3 点の理由から、比較的早く覚悟(!?)を決めて、体制の整備等、理事者や関係部門への働きかけを行いました。

①なにより、利用者がどこに相談したらよいのか迷われないように、生活保護も含めて同じ窓口で受け止めたいと考えました。悩み疲れて訪れる方にとって、スムーズな誘導はとても大事なことで捉えています。また、必要な場合には、速やかに生活保護の申請につなげることができます。

②生活保護部門は、他のどの部署よりも総合的な相談支援のノウハウを持っています。これまでも様々な関係機関や地域との連携を積み重ねており、こういった経験を活用できます。

③本制度と生活保護制度は密接する関係にあり、ひとりの利用者が両制度間を行き来することも想定されます。その方への支援の経過は、一元的に福祉事務所が把握しておく必要があると考えました。

上記方針のもと、秋頃からモデル事業を実施するつもりでいたのですが、4 月の追加交付金配分協議がラストチャンスと判明し、急きょ前倒ししてモデル事業に手を挙げさせていただきました。急ピッチの予算編成作業でしたが、それまで生活保護部門で議論を重ねて具体的なイメージを共有しておいたおかげで、なんとか形にすることができました。

### 庁内外への周知活動

6 月補正予算の可決後、7 月最初の庁議にて本制度を議題として取り上げ、市全体での取組みが必要であることを全庁的に共有しました。これを皮切りに、多重債務対策庁内連絡会や地域包括センター連絡会等、関連する既存の会議に参加させていただくとともに、民生委員・児童委員協議会や地域若者サポートステーション等、庁外の関係機関等にも接触して、周知活動を行っています。

現段階で頭を悩ませている課題は、対象者像の説明です。本制度の相談においては、明確な基準を定めず、対象者を幅広く受け入れるため、どうしても具体的な支援のイメージがつかみにくくなってしまいます。ややもすれば就労支援を中心とした限定的な制度と捉えられてしまいます。ただ、本制度の重要性については、民生委員等、常日頃から現場で支援さ

れている方ほど、強く感じておられるようです。行政としてどう取り組んでいくのか熱意を持って主体的に発信して、時間をかけ、顔をあわせて理解を共有することが大事だと考えています。

### 就労支援の充実について

もうひとつの課題は、就労支援です。生活保護との一体的運用はもとより、他分野の就労支援との整理も必要です。特に、本市の産業振興部門では就職困難者に対する就労支援を実施しており、対象者がかなりオーバーラップするため、これも相談者が混乱しないよう、また業務の効率化の観点から調整できないか検討中です。

こういった点については、国や都道府県においても、現場が取り組みやすいように、補助金のあり方など、部門を越えて調整いただき、現場の視点に立った柔軟な対応をお願いしたいと思います。なお、11 月にハローワークの常設窓口を福祉事務所に設置する等、各種の就労支援が有機的に効果を発揮するよう取組みを進めています。

### 支援の実践に向けて

9 月 1 日から相談受付を開始して、二週間が経過し、広報誌をご覧になった方を中心にこれまで十数件の相談がありました。庁内外の関係者がそれぞれの垣根を越えて、チームとして支援することの重要性を改めて実感する毎日です。今後も、庁内外の関係者による支援のネットワーク強化を目指して、さらに取組みを進めていきます。

## Q&A 「こんなとき」「こんなこと」をどう考えるか、わかりやすくお伝えするコーナーです。

Q

日々の業務が忙しい中で、プランを作成するのはとても大変です。どうしてプランを策定するのでしょうか。(相談支援員)

A

### 目標の設定と計画的な支援

プラン策定は、本人の状態や課題に応じた目標を設定し、見通しをもって計画的な支援を進めるために必要なものです。本人や支援員などが目標を共有することで、同じ方向を向いて新たなステージに進むことができます。逆に、プランが策定されない中で、支援が実施されれば、支援の方向性が定まらず場当たり的な対応となるおそれがあります。

また、生活困窮者自立支援制度は、地域の社会資源を活用し、チームアプローチによる支援を行うことを目指しており、複数の支援者や支援機関が包括的に本人を支えていくこととなります。その際も、プランを策定することによって目標の共有化が図られ、支援者間の認識のずれを防止したり、計画的な支援を展開することが可能となります。

### 本人へのエンパワメント

生活困窮者は、これまでの生活環境や成育歴等の影響によって、自立への意欲や自信を失っている場合があります。この点につき、プランは、本人の課題や問題だけでなく、得意分野や強み（ストレングス）を踏まえて策定されます。このプラン策定に至る支援員との関わりそのものが、本人をエンパワメントしていくことになり、本人が自信を回復したり、自らの能力や可能性に気づくことにもつながります。このような過程を通して、本人の課題解決に向けた思いや意欲を高めていくことが期待されます。

### アセスメントの振り返り

プランに盛り込む内容は、①本人の抱えている「課題」、②その課題を解決、改善するために設定する「目標」、③その目標を実現するための「取組」です。

これらは、支援員がアセスメント過程において、実際に検討する内容と共通していると思います。つまり、プラン策定はアセスメントの延長線上に位置づけられるものであり、アセスメントの段階で、ある程度、プランの方向性は定まってくるといえます。そして、プランを策定することは、自らのアセスメントが的確に行われたか、支援の方向性に誤りがなしか等振り返る役割を有しているのです。

### 支援の共有化と説明責任

プランを策定するということは、アセスメント段階において支援員が頭の中で構想した支援の計画を文書化する作業といえます。文書として示すことによって、本人はもちろん関係機関とも支援内容を共有することが可能となります。このため、関係者間で協議をしたり、プランの妥当性や適切性を確認することもできるようになります。これらの取組は、プラン内容の質を担保することにつながります。

また、プランを文書化することは、支援内容についての説明責任を果たすことにもなります。加えて、本人との協働で作成され、関係者との調整・承認という過程を経て策定されたプランは、外部から何らかの問い合わせ等があった時に、支援員自身を守るものともなります。

### プラン策定のタイミング

プランを作る時期を一律に定めることはできません。また、プラン策定前であっても、必要な支援を行うことは問題ありません。しかしながら、見通しをもった支援を行い、本人の思いに応えるためには、ある程度早期に策定することが望ましいといえます。例えば、本人の状態が変化している場合に、状態が固定するのを待っていては、支援のタイミングを逃してしまうこともあるでしょう。プランの策定後に、本人の状態や環境の変化に沿って適宜プランを修正することも考えられます。

### 最後に

プランは、相談者の目標達成に対する意思を向上させ、課題解決の実現性を高める大切なツールとなります。一方で、支援員の皆さまにとって、プラン策定は、確かに負担に感じることもあるかもしれませんが、しかしながら、最初から完璧なものを目指す必要はありません。一人で作成することが難しいようでしたら、上司や同僚など周囲の人から協力を得て作業を進めたり、他機関の支援員からのスーパーバイズを受けながら作成していくこともあり得るでしょう。その他、支援調整会議において、プランの適切性をしっかり協議できる仕組みを確立していくことも重要です。

(自立支援企画調整官 鍋木)